

山陽小野田市優良勤労者表彰要綱

平成 1 7 年	3 月 2 2 日	制定
平成 1 7 年	8 月	1 日改正
平成 1 8 年	4 月	1 日改正
平成 2 0 年	9 月	1 日改正
平成 2 2 年	4 月	1 日改正
平成 2 4 年	4 月	1 日改正
平成 2 6 年	4 月	1 日改正
平成 3 0 年	4 月	1 日改正
令和	3 年	7 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山陽小野田市優良勤労者表彰条例施行規則（平成 1 7 年山陽小野田市規則第 8 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、必要事項を定めるものとする。

(表彰の受賞資格及び人員)

第 2 条 受賞資格者は、規則別表の区分ごとに定める表彰事項及び次に定める基準に該当する者とする。

(1) 優良永年勤続者表彰 市内に事業所を有する企業等（以下「企業等」という。）が、勤労者の模範として推薦する者。ただし、1 事業所につき合計 3 人までとする。

ア 同一の企業等（本社、支社等を含む。）に 2 5 年以上勤務し、かつ、勤務成績が優秀な者 1 事業所につき 3 人まで

イ 顕著な発明、発見、技術開発、改良、事務の効率化等により、事業所の発展に寄与した者 1 事業所につき 2 人まで

(2) 優良永年農林水産業従事者表彰 山口県農業協同組合、小野田南高泊干拓農業協同組合、カルスト森林組合又は山口県漁業協同組合（以下「組合」という。）に組合員として所属している者のうち、市内に住所を有し、農業、林業又は漁業に専業として 2 5 年以上従事しているもので、組合が推薦する者。ただし、1 組合につき 2 人までとする。

(3) 優良勤労生徒表彰 市内の定時制高等学校が推薦する者。ただし、1 高等学校につき 3 人までとする。

2 前項の規定にかかわらず、優良永年勤続者表彰及び優良勤労生徒表彰については、自営業者及び企業の経営者又は役員並びにそれらの家族従業員は除くものとする。

(受賞資格の制限)

第 3 条 山陽小野田市優良勤労者表彰条例（平成 17 年 山陽小野田市条例第 7 号。）第 2 条第 2 項の規定により重ねて表彰することができる基準は次のとおりとする。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号イ又は同項第 3 号の受賞資格により表彰を受けた者で、他の受賞資格により表彰を受ける事由が生じた場合。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。